V-Powerによる新たな電力の供給

株式会社　V-Power

会社案内

会　社　概　要

【会社名】　株式会社Ｖ－Ｐｏｗｅｒ
【事業内容】　特定規模電気事業ならびに関連事業
【代表者】　代表取締役　小室　正則
【所在地】　東京都品川区東品川３－６－５
【設　立】　2013年 2月
【資本金】　10,000,000円　（2015年7月現在）

主　要　株　主

【会社名】　株式会社バイテック　（東証１部上場）
【事業内容】　半導体および電子部品等の販売、環境・エネルギー分野のコンサルティング、関連商品の販売
【代表者】　代表取締役会長兼社長　今野　邦廣
【所在地】　東京都品川区東品川３－６－５
【設　立】　1987年 4月
【資本金】　52億4,423万円　（2014年3月現在）

V-Powerの電源調達及び電力供給

- V-Powerは自社電源、再生可能エネルギーを中心として調達した電力を、需要家に提供しています。
- 一方で、調達と運用のミスマッチを解消するために、日々最適なオペレーション、ベストミックスを実現し、需要家様に電力の供給を行うことにより、安価な電力の供給を実現しております。

V-Powerの電力調達及び供給までのオペレーション

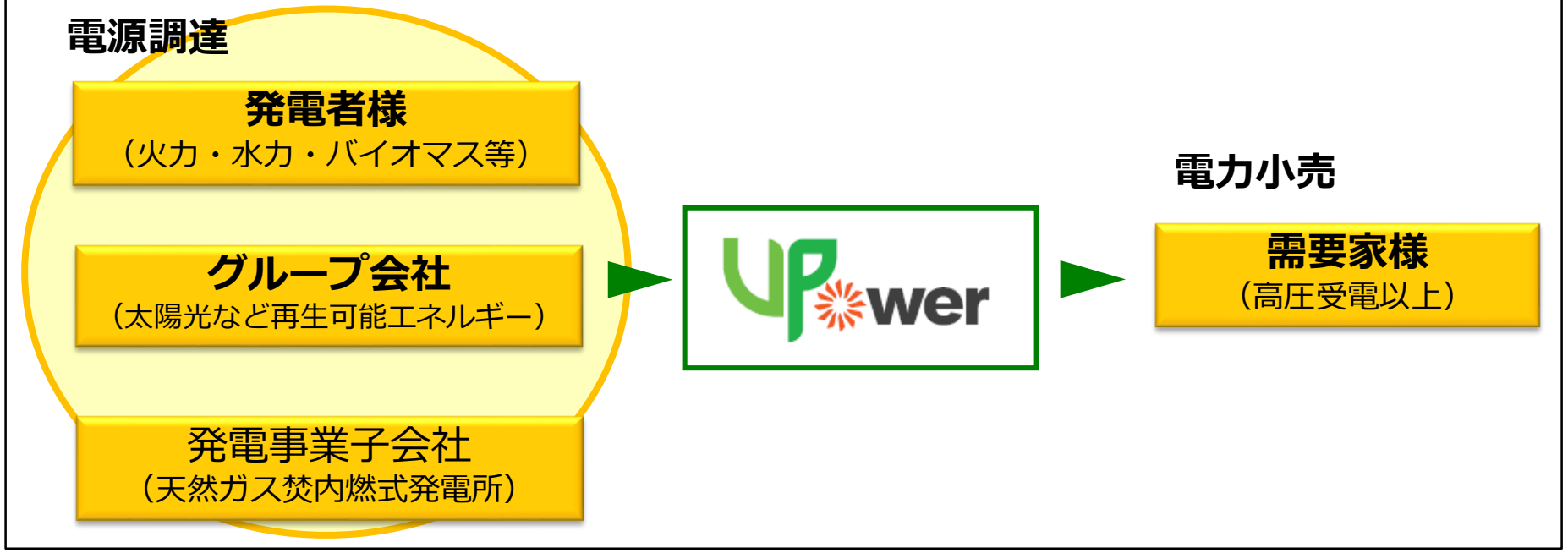

電気料金の体系

・お客様の電力使用状況に応じた独自の料金でのご契約が可能です。
自由化部門である高圧または特別高圧にて受電されているお客様は、
お客様の電力使用状況に応じて弊社が独自に試算する電気料金単価でのご契約が可能です。

一般電気事業者との違い

■一般電気事業者（東京電力様、関西電力様など）による電力供給の場合

お客様がご契約可能な電気料金単価　＝　一般電気事業者の定価

一般電気事業者は、管轄内のすべてのお客様（自由化部門・規制部門ともに）への電力供給義務がある代わりに、総括原価方式にて経済産業省の認可を受けた電気料金単価を定めています。電力会社にとって採算性がよくない高負荷使用状況のお客様や、電気料金の未払いのリスク、人件費や広告宣伝費などの要素を考慮した上で、会社の経営が圧迫されないように電気料金単価が定められています。

■V-Powerによる電力供給の場合

お客様がご契約可能な電気料金単価　＝　お客様の電力使用状況に応じて提案する単価

V-Powerは、総括原価方式ではなくお客様の電力使用状況に応じて個別に電気料金単価を設定することが可能です。総括原価方式によって相対的に割高な電気料金単価でのご契約となっているお客様の場合は、V-Powerとのご契約によって、お客様にとってより適切な電気料金単価で電力を使用することが可能になります。

電力供給の安定体制

・電力の安定供給を確保できる体制・制度が整っています。

弊社は一般電気事業者（東京電力様、関西電力様等）と託送供給に関する契約を締結しており、既存の送電線・変電所等の設備を通じてお客様に電力を供給しております。

お客様の施設に電力を直接送電するのは管轄の一般電気事業者のため、供給の安定性は全く変わりません。（万が一、弊社から一般電気事業者に送電ができなくなった場合でも、お客様の施設への送電が停止することはありません。）

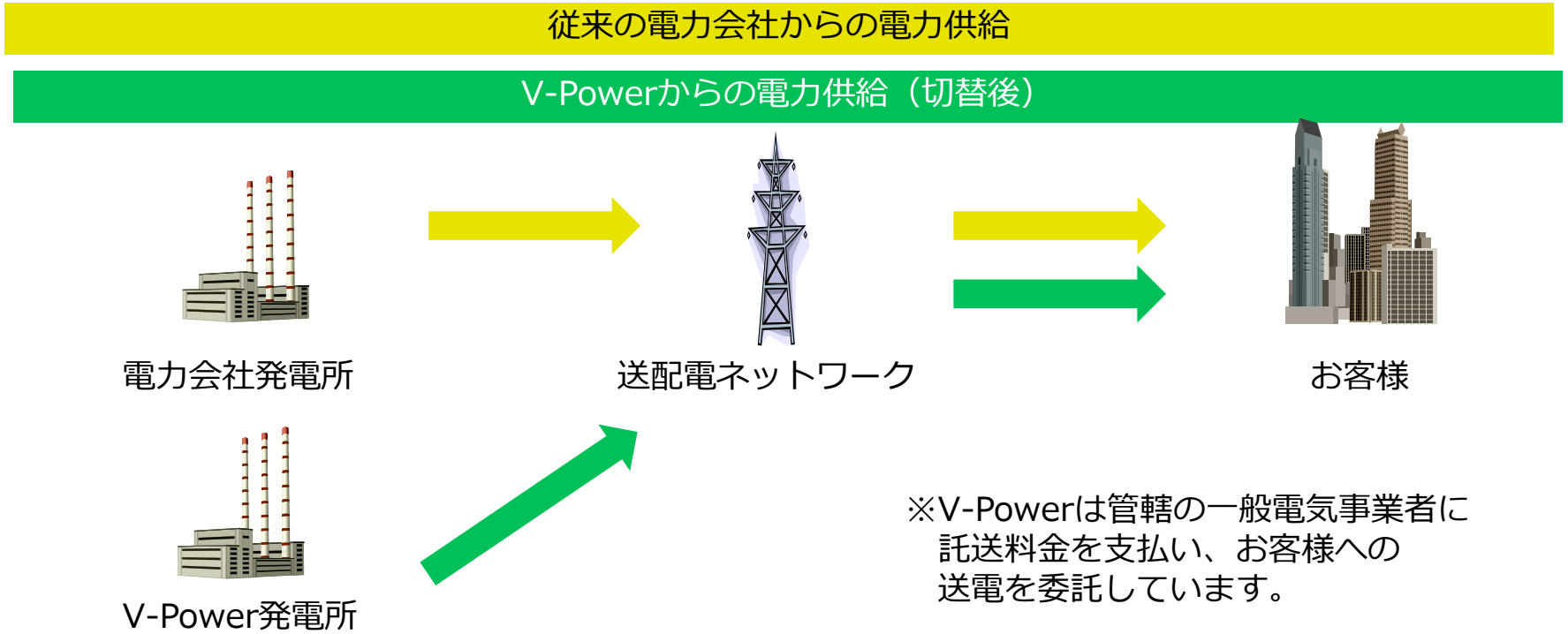

※V-Powerは管轄の一般電気事業者に託送料金を支払い、お客様への送電を委託しています。

活動エリア沿革

- V-Powerは、2013年に創業開始以来、東京電力管内での供給を実現。
- 2015年６月には、東北電力管内でも供給開始、同年１１月に関西、中部、九州電力管内で営業を展開予定です。

V-Powerの活動エリア

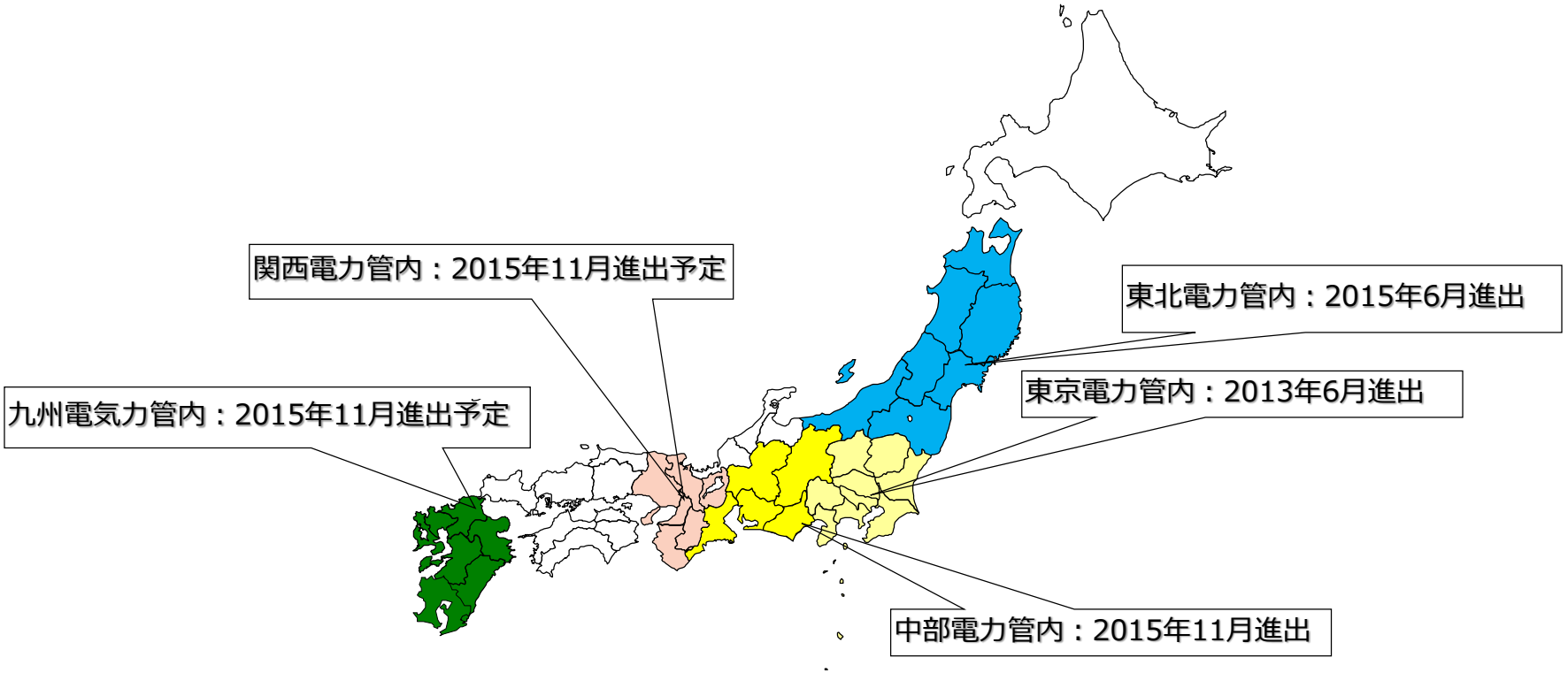

電力供給開始まで

- お手続きとしましては、託送供給に関する承諾書、及び電力需給契約書（弊社宛）に捺印いただくこと、となり、非常に簡便な物となっております。
- また、電気の供給元を変更する際の初期投資、その他の費用負担は原則ございません。

電気の供給元変更に係わるお手続きの一例をご紹介

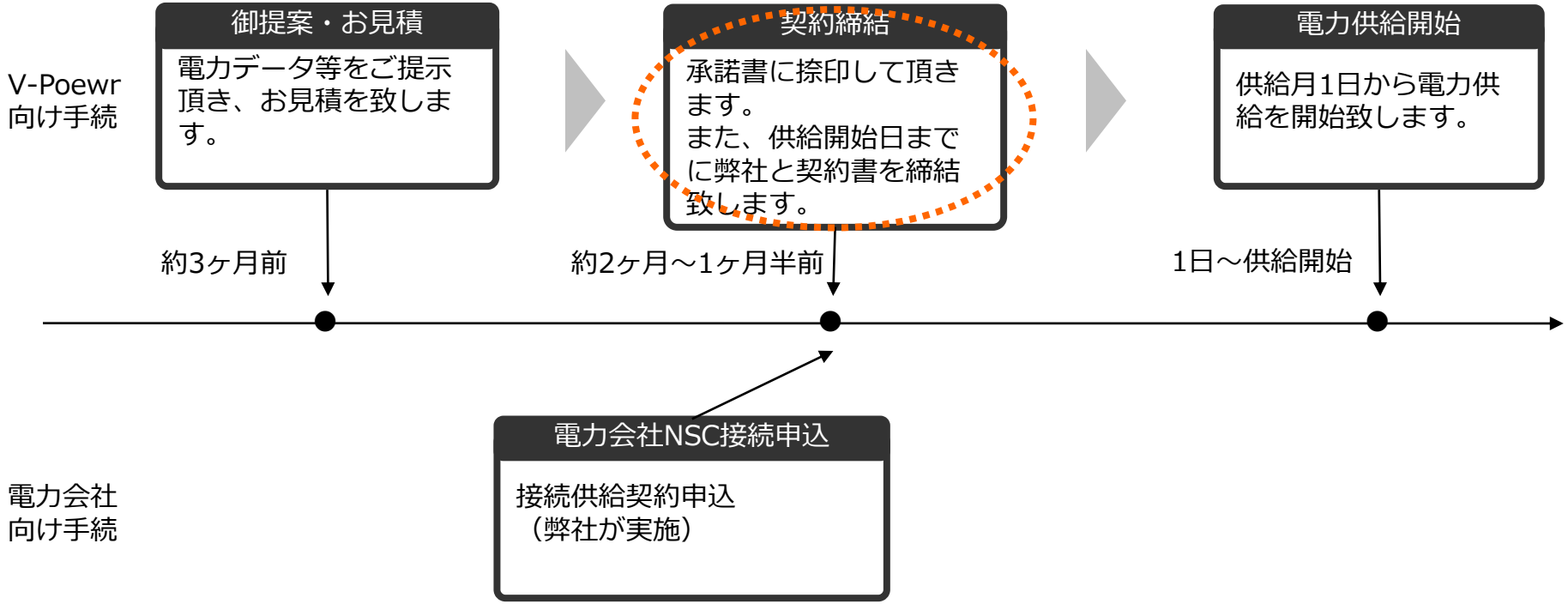

電気料金の請求について

- 検針日が毎月1日のAM0：00、料金算定期間が毎月1日から同月末日までの期間となります
- 検針後の3から5営業日後に請求書を発送いたします

請求書発行までのスケジュール

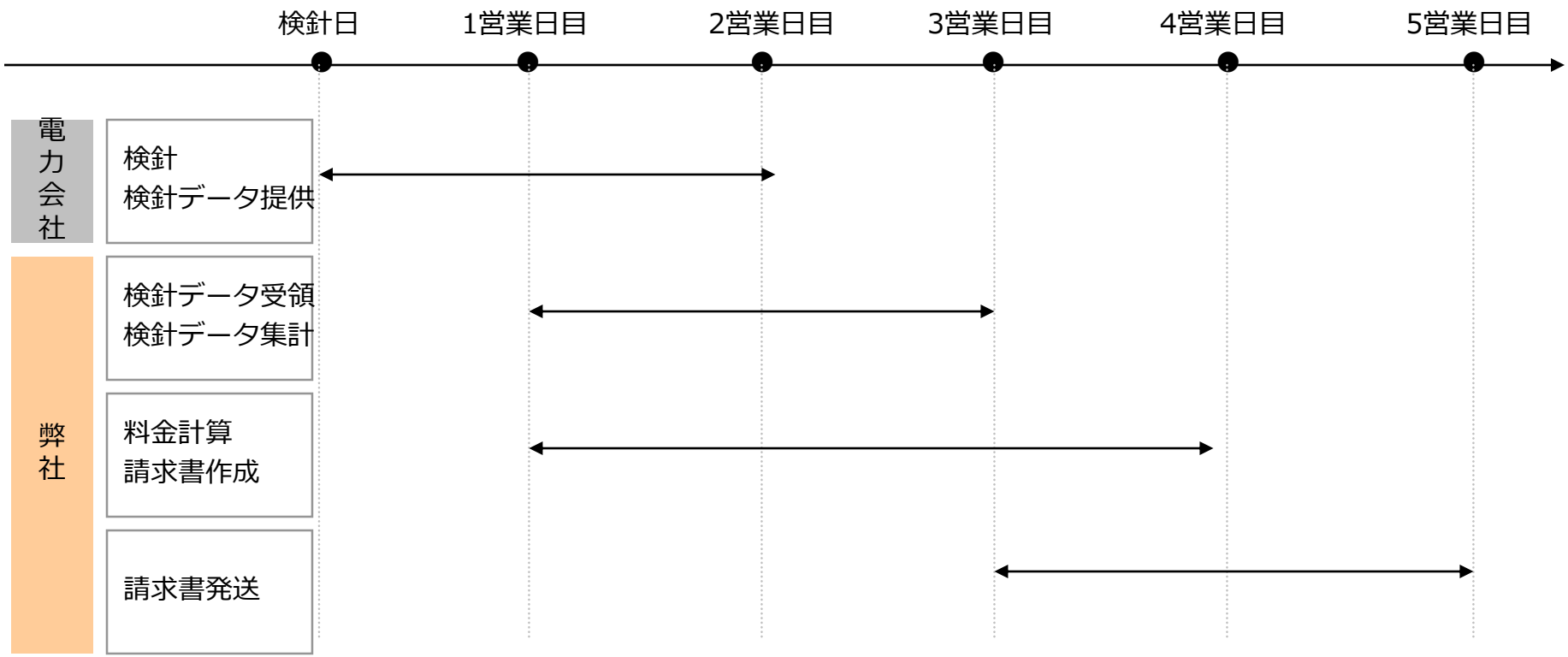

よくあるご質問

- **契約期間は？**
  - 原則として１年間です。契約期間満了後は、電力会社との契約に戻すことも可能です
- **燃料費調整額はどうなりますか？**
  - 電力会社と全く同じ燃料費調整単価及び従量料金単価を適用いたします
- **再エネ促進付加金はどうなりますか？**
  - 電力会社と全く同じ再エネ促進付加金単価を適用いたします
- **供給開始までどの程度時間が必要なのか？**
  - お客様よりご承諾を頂いた後、弊社より電力会社へ申請を行います。通常、特別高圧のお客様で2～3週間、　高圧のお客様で1～2ヶ月半程度です。お客様の施設によって導入までに要する期間が異なりますのでご了承ください
- **支払方法は？**
  - 電力会社が設置する計量器を用いて毎月の電力使用量を積算し、毎月末日締め翌月２５日お振込みとなります。また、ご要望によっては口座振替でのお支払いも可能となります。（毎月末日締め翌月２６日引落し）
- **計量はどのようにして行いますか？**
  - 現在の計量器は電力会社の設置物（=資産）ですが、電力会社との託送供給契約によって、そのまま設置され、これを基に計量いたします
- **系統事故時の対応はどうなりますか？**
  - 送電設備の基本的な考え方としては、弊社からの供給に変わっても、設備の保守運用管理については、これまで通り電力会社が行います。従いまして、系統事故による停電に起因する被害については、自然災害、人的災害（ヒューマンエラー）にかかわらず、これまで通り電力会社との交渉となります

よくあるご質問其の二

- **突発停電時の対応はどうなりますか？**
  - 配電線路もしくはお客様設備の故障、事故等で突発停電が発生した場合は、電力会社該当支社へ連絡してください。電力該当支社より連絡及び事故等の対応を致します。なお、お客様設備の故障、事故等による停電時は、従来通り電気主任技術者にお問い合わせください
- **切替後も電力会社からの給電情報は継続しますか？**
  - 雷情報など給電情報は、電力会社から引き続き提供いただけます
- **電力計量メーターの設置など工事が必要なのですか？**
  - 電力会社が新たな計量機器など設備の追加工事はほとんどありません。現状の電力会社の取引用計量器にデータ伝送装置（携帯端末装置）を付加する工事が発生します。簡単な作業で完了し、停電など起こりません。また、工事負担金は一切発生いたしません（通信環境に関係する工事が、発生する場合があります。）
- **電力会社よりも安価に給電出来る理由は？**
  - 前段にもございましたが、お客様の電気の使用方法が負荷率の低いものとなっている場合は割高な電気料金を支払っている可能性があります。
  - 弊社は総括原価方式でなく、販管費の極小化に取組み、お客様に安価な電気を供給しております。
  - 弊社は自由化部門のみで電気の供給を行っているため、電力会社に比べ所有発電所を効率的に運用することが可能です。電力会社では、一般家庭など規制部門等への供給義務があります。そのため、供給信頼度維持のため予備の発電所（予備力）を所有している分、弊社に比べ発電所の運用効率が悪くなります。